

総基料第 302 号
平成 24 年 12 月 18 日

インターネットマルチフィード株式会社
代表取締役社長 鈴木 幸一 殿

総務省総合通信基盤局長
吉良 裕

NGN の IPv6 インターネット接続における接続事業者数の拡大に係る接続約款の変更に関して講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(NGN の IPv6 インターネット接続における接続事業者数の拡大)」(平成 24 年 10 月 2 日諮問第 3048 号) に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申(平成 24 年 12 月 18 日情郵審第 95 号)がなされたことを踏まえ、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- (1) IPoE方式による接続(以下「IPoE接続」という。)の申込みを行った事業者(以下「IPoE接続申込事業者」という。)との協議の上、少なくとも双務的な守秘義務を承諾したIPoE接続申込事業者に対して、IPoE接続に際し必要となる情報を適切に開示すること。
- (2) IPoE接続に係る網改造料の案分方法については、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月27日)を踏まえ、関係事業者間の協議において、利用の程度が少ない事業者等にとって著しく不合理な費用負担の案分方法とならないようにすること。

(以上)

(別紙)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可
(NGNのIPv6インターネット接続における接続事業者数の拡大)について」
情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成24年12月18日情郵審第95号(抄))

平成24年10月2日付け諮問第3048号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)。
 - (1) NTT東西に対し、今後の技術の進展状況等を踏まえつつ、IPoE方式による接続(以下「IPoE接続」という。)を行う事業者(以下「IPoE接続事業者」という。)の最大数を更に増加できるように引き続き検討を行い、IPoE接続事業者の最大数を更に増加できることとなった場合には、速やかに接続約款変更の認可申請を行うことを要請すること。(考え方2)
 - (2) NTT東西に対し、IPoE接続事業者間の公平性の確保の観点から、IPoE接続の事前調査申込み又は接続申込みがあった場合には、当該申込みを行った事業者の同意を前提に、既にIPoE接続を行っている3事業者(以下「既存IPoE接続事業者」という。)と当該申込みを行った事業者との間で協議を行うことができるよう調整することを要請すること。(考え方8)
 - (3) NTT東西及び既存IPoE接続事業者に対し、IPoE接続申込事業者との協議の上、少なくとも双務的な守秘義務を承諾したIPoE接続申込事業者に対して、IPoE接続に際し必要となる情報について、適切に開示することを要請すること。(考え方9)

- (4) NTT東西及び既存IPoE接続事業者に対し、IPoE接続に係る網改造料の案分方法については、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）を踏まえ、関係事業者間の協議において、利用の程度が少ない事業者等にとって著しく不合理な費用負担の案分方法とならないようにすることを要請すること。（考え方11）
- (5) NTT東西に対し、IPoE接続事業者からの具体的な要望等を踏まえ、IPoE接続に係る相互接続点の増設に向けて引き続き協議を行い、相互接続点の増設によりNGN内の伝送距離が短縮されることや、技術の進展状況等を踏まえ、IPoE接続に係る接続料の低減に努めることを要請すること。（考え方18）
- (6) 今回申請のあった接続約款附則第2項第2号に規定する場合は、NTT東西に対し、IPoE接続申込事業者への選定結果の通知に先立ち、選定結果及び当該選定が接続約款に規定する選定基準に基づき行われた旨を示す書類を総務省に提出することを要請すること。また、総務省においては、当該書類を受けて、選定過程の公正性・適正性の検証を行うこと。

(以上)